

## 第45回全国育樹祭記念行事募集要領

令和2年12月1日付全育実第19号

### 1 目的

継続して森林を守り育てることの大切さを普及啓発することを目的に、令和4年秋季に開催する「第45回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）」を、県民に広く周知し、開催の機運を盛り上げるために、県内において開催される行事を、「第45回全国育樹祭記念行事（以下「記念行事」という。）」として募集します。

### 2 募集する行事

- (1) 開催期間 令和2年12月1日から育樹祭開催までの間
- (2) 実施場所 大分県内

### 3 承認基準

記念行事は、次の各号のすべてに該当する行事とします。

- (1) 育樹祭の開催方針に賛同して開催される行事であること。
- (2) 一般に公開される行事であること。
- (3) 営利を主たる目的としない行事であること。
- (4) 内容が次のいずれかに該当する行事であること。
  - ア 森林における体験などの活動に関連するもの
  - イ 緑化の推進に関連するもの
  - ウ 森林の役割や、環境問題などの啓発に関連するもの
  - エ 木材やきのこなど、森林の産物の普及に関連するもの
  - オ その他育樹祭に関連性を有すると認められるもの
- (5) 次のいずれにも該当しない行事であること。
  - ア 育樹祭の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるもの
  - イ 育樹祭シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
  - ウ 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - エ 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの
  - オ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
  - カ その他、記念行事として適当でないと認められるもの

### 4 手続

- (1) 申請をする者（当該行事の主催者を原則とする。以下「申請者」という。）は、当該行事を開催する概ね20日前までに「第45回全国育樹祭記念行事承認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）」に必要資料を添付し、第45回全国育樹祭大分県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出してください。
- (2) 会長は、申請書の内容が3の承認基準に規定する行事であると認めるときは、記念行事として承認し、「第45回全国育樹祭記念行事承認通知書（第2号様式）（以下「承認通知書」という。）」を申請者に送付します。
- (3) 申請者は、行事の内容に変更（中止を含む）が生じた場合は、申請書に変更内容

を明示して速やかに事務局あて報告してください。

- (4) 承認を受けた記念行事は、育樹祭ホームページ等に行事の情報や開催状況の写真等を掲載することを承諾したものとみなしますので、参加者に周知するなど適切な手続きを行ってください。

## 5 育樹祭のPR方法等

- (1) 申請者は、次のいずれかの方法で育樹祭のPRを行ってください。
  - ア 当該行事の名称に「第45回全国育樹祭記念行事」の文字を表示
  - イ 当該行事のポスターやチラシなどに育樹祭のシンボルマークや大会ロゴマーク等を表示
  - ウ 当該行事会場での育樹祭のぼり旗、ポスター等の掲出
  - エ その他育樹祭のPR効果を有すると認められる方法
- (2) 開催された記念行事は育樹祭終了後に発刊する大会記念誌等にも行事实績を掲載します。

## 6 記念行事への提供内容

- (1) 記念行事として承認を受けた行事には、次のとおり物品等を提供または貸出します。
  - ア 当該行事のポスターやチラシなどに育樹祭のシンボルマークや大会ロゴマークを表示するための電子データの提供。
  - イ 当該行事会場で配布する育樹祭のチラシやノベルティの提供
  - ウ 当該行事会場で掲出するための育樹祭ののぼり旗やパネルの貸出し
- (2) 提供及び貸出す物品等は数に限りがあるため、提供できない場合があります。また、貸与を受けたのぼり等については、行事終了後速やかに事務局へ返却してください。激しい汚れ等がある場合には、クリーニング後の返却を求める場合があります。

## 7 承認等の取り消し

承認又は届出後に3の(5)に示す承認基準に違反する事項があると認められた場合は、承認等を取り消します。この場合、育樹祭シンボルマーク等を掲載したポスター、チラシ等の掲示、配布等の中止を求めることがあります。

また、承認の取消しにより発生した損害は、すべて主催者負担とします。

## 8 実績報告

申請者は、行事終了後14日間以内に「第45回全国育樹祭記念行事实績報告書(第3号様式)」を事務局に提出してください。

## 9 その他

- (1) 記念行事の企画・運営に必要な経費は、主催者の負担となります。
- (2) 記念行事の実施に必要な許認可等は、主催者にて手続きを行ってください。
- (3) 事務局では、記念行事の準備及び実施に係る事故等の責任は負いません。
- (4) 申請書、実績報告書、添付書類など電子データでの提出が可能な場合は、電子メールでの申請等を受け付けます。

10 お問い合わせ先

第45回全国育樹祭大分県実行委員会事務局（大分県 農林水産部 全国育樹祭推進室）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎8階

TEL : 097-506-3855 FAX : 097-506-1803

E-Mail : a16260@pref.oita.lg.jp